

学校法人平安学園 平安幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、本園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. 設置方法

学校法人平安学園 幼稚園型認定こども園

2. 運営主体

名 称	学校法人 平安学園
所在地	中頭郡中城村登又346番地
電話番号	098-895-6655
代表者氏名	理事長 平安 勝子

3. 利用施設

施設の種類	特定教育・保育施設 幼稚園型認定こども園（接続型）						
施設の名称	平安幼稚園						
施設の住所	中頭郡中城村登又346番地						
連絡先	電話番号 098-895-6655 F A X 098-895-6689 ホームページ http://www.hirayasu.ed.jp						
管理者	理事長 平安勝子						
対象児童	中城村と周辺地域において、教育、保育を必要とする2～就学前までの子ども。						
利用定員	認定区分	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計
	1号認定		19人	19人	7人	45人	135人
	2号認定		18人	23人	37人	78人	
	3号認定	12人				12人	
開設年月日	平成29年4月1日						

4. 設置の目的

本園は、中城村と周辺地域において教育・保育を必要とする幼児を受け入れ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての保育・教育を一体的に行い、心身の発達にふさわしい環境を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

5. 運営方針

本園は中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条約(平成26年12月1日条例第15号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子育て支援法(平成24年法律第65号)及び認定こども園法、その他関係法令等に基づいて、質の高い幼児教育・保育を行うものとします。

本園は下記の運営方針に基づき保育を行います。

主幹教諭	2名	
幼稚園教諭	8名以上	
保育士	3名以上	
看護師	1名	ひらやす保育園常駐
調理師	若干名	
調理員	2名以上	
事務員	1名以上	
運転手兼用務員	1名	
学校医	1名	嘱託
学校歯科医	1名	嘱託
学校薬剤師	1名	嘱託
英会話講師	1名	非常勤
幼児ヨガ講師	1名	非常勤
絵画講師	1名	非常勤
教育演劇講師	1名	非常勤
フラッグフットボール アスリートクラス 講師	1名	非常勤

(2) 勤務時間帯

職種	勤務時間帯
理事長	7:30～18:30
統括園長	7:30～18:30
副園長	7:30～18:30
事務長	7:30～18:30
主幹教諭	7:30～18:30
教諭・保育士	7:30～18:30
看護師	8:00～17:00
調理師・調理員	8:00～18:00
事務員	8:30～17:30
運転手兼用務員	7:00～17:30
学校医	
学校歯科医	
学校薬剤師	
英会話講師	9:30～11:40
幼児ヨガ講師	9:30～11:30
絵画講師	10:00～12:00
教育演劇講師	9:30～12:00
フラッグフットボール アスリートクラス 講師	9:30～11:30

*ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8. 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとします。

(1) 本園の休業日は、次のとおりとします。

- ①日曜日
- ②年末年始（12月29日から1月3日）
- ③国民の祝日、国民の休日
- ④慰霊の日
- ⑤旧盆

(2) 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行いません。

- ①夏季休業 7月21日から8月31日まで
- ②冬季休業 12月26日から1月5日まで
- ③春季休業 3月21日から4月5日まで
- ④土曜日
- ⑤入園式や卒園式等、園の行事がある場合、その行事を教育・保育とみなします。

(3) 以下の期間及び日においては、2号及び3号認定子どもに対する教育保育の提供は原則として行いません。

- ①夏季休業 8月29日から8月31日まで
- ②冬季休業 12月29日から1月3日まで
- ③春季休業 3月25日から3月31日までのうち土曜日、日曜日を除く2日間
- ④年長児宿泊保育 7月21日から8月28日までのうち2日間
- ⑤入園式や卒園式等、園の行事がある場合、その行事を教育・保育とみなします。

(4) 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、

(1)・(2)・(3)の規程にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがあります。

(5) 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがあります。

9. 保育を提供する時間及び利用時間は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（2号・3号認定子ども）

下記の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

7：30～18：30（月曜日～金曜日 11時間）

7：30～14：00（土曜日 6.5時間）

※実際に保育を提供する日、及び時間帯は、就労時間、その他、保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（2号・3号認定子ども）

下記の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

8：30～16：30（月曜日～金曜日 8時間）

8：30～14：00（土曜日 5.5時間）

※実際に保育を提供する日、及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。

なお、8時30分から16時30分までの範囲外の時間帯において、やむをえない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分、16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

ただし、土曜日は7時30分から8時30分のみとします。

時間外保育の利用にあたっては、別途利用者負担金が必要となります。

(3) 教育標準時間（1号認定子ども）

8：30～14：00までを標準時間とします。（5.5時間）

※実際に保育を提供する日、及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。

なお、8時30分から14時00分までの範囲外の時間帯において、やむをえない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分、14時00分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

時間外保育の利用にあたっては、別途利用者負担金が必要となります。

(4) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定、教育標準時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時00分となっております。都合によりやむをえない場合を除き、9時00分までに登園していただきます。

10. 提供する保育等の内容

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記9に記載する時間において、以下のとおりの内容で特定教育・保育を提供します。

英会話：外国人教師によるネイティブの英語を学ぶことで国際感覚を養う。

音感教育：ミュージックステップ教材を用いて音楽の基礎を学び集中力や絶対音感を育て情緒豊かな感性を育てる。

言語教育：石井ドーマン方式で読書力、暗誦力、語彙力を養い、本好きな子どもを育てる。
日本育脳協会の教材を使い、こくご、さんすうの基礎を学び、表現力、理解力、文章力を身につける。

知能教育：チューターシステムを使い、図形の問題を中心にももの考え方の基礎を学び知的能力を育む。

フライングフットボール・アスリートクラス：自ら健康で安全な生活を作り出す力を育む。

ヨガ：ヨガのポーズを通して身体の柔軟性を高め、心身を解放し集中力を高める。

絵画：様々な画材道具を使い、年齢に合わせた表現力を育む。

教育演劇：発声練習、グループワーク、アクロバット表現、演劇作品制作等を通して、コミュニケーション力、自己表現力を養い、情操豊かに社会性、協調性を育む。

(2) 食事の提供

幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
2歳児	9時10分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児・5歳児		12時00分頃	15時頃	

*献立表は毎月コドモンアプリでお知らせします。

*食物アレルギーなど、体質に合わない食材があればご相談下さい。

*2歳児の午前間食は9月からミルクのみ、1月からの提供はございません。

1 1. 利用料金

(1) 入園準備金

入園準備金は、入園決定後に別紙2に掲げる金額をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金等

別紙2に掲げる特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用と実費に係る利用者負担額をお支払いいただきます。

また、給食費、おやつ費、預かり保育料、延長保育料を別紙2の通りお支払いいただきます。

(3) 3号認定園児の保育料は、支給認定保護者の居住する市町村が定める利用者負担額(利用料)をお支払いいただきます。

(4) お支払い方法は、毎月口座振替にてお支払いいただきます。

*振替手数料が88円となります。

(5) その他、写真代、衣装クリーニング代などは現金でお支払いいただきます。

1 2. 利用の開始に関する事項

- (1) 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。
- (2) 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、本園の教育・保育方針を理解する者、また、在園児の兄弟、卒園児の子らを園内で選考し園長が入園を決定する。
- (3) 2号及び3号認定子どもについては、中城村による利用調整を経るものとする。
- (4) 本園は、市町村が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとする。
- (5) 利用開始にあたっては、あらかじめ利用者の申込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

1 3. 利用の終了に関する事項

以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 2号及び3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3ヶ月以上、徴収料金の滞納がある場合、施設からの相当期間を定めた勧告にも関わらずこれが支払われない場合。
- (4) その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき。

※本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与します。

1 4. 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ちばなクリニック
嘱託医	小坂 真子
所在地	沖縄市知花6丁目25番15号
電話番号	098-939-1301

(2) 歯科医

医療機関の名称	みやびデンタルクリニック
嘱託医	下地 雅一
所在地	浦添市経塚745-7
電話番号	098-878-4181

1 5. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者の指定する緊急連絡表に記載する医療機関及び緊急連絡先等へ連絡を行います。

1 6. 虐待防止のための措置

本園は、園児の人権擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行い、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

1 7. 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に対する窓口を下記の通り設置しています。

当園ご相談窓口	・窓口担当者 主幹教諭 高橋 成子 ・ご利用時間 9：00～16：30 ・電話番号 098-895-6655 FAX 098-895-6689 *担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。
第三者委員	株式会社盛楽サービス 代表取締役社長 伊野波 盛人 公益財団法人 日本習字 照屋 結子

1 8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、災害マニュアルにより対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防火設備	・自動火災報知器 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・その他 カーテン、敷物、建具等の防火処理 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・誘導灯 無 ・スプリンクラー 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、幼稚園年2回以上、2歳児クラスはひらやす保育園と一緒に毎月1回以上実施します。

1 9. 災害共済給付制度

当園では、園児の保険について『独立行政法人日本スポーツ振興センター』と契約を締結しています。幼稚園管理下において園児が事故にあった場合、その治療費の給付を保護者に対して行う制度です。

幼稚園管理下の範囲

①登降園中	通常の経路及び方法により通園する場合
②保育中	教育課程時間の他、園庭遊び、課外クラス活動中等
③幼稚園行事参加中	運動会、遠足等園外での活動を含む

※詳細は、学校安全 Web ホームページ：<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/> をご確認ください。

20. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は駐車場を含め全て禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

21. 家庭との連携について

- ① 家庭の状況に変更があった場合は速やかに幼稚園事務所までお知らせください。
※住所（転居）・勤務先（勤務時間等）・電話番号・緊急連絡先・家族構成等
- ② 迎えの方が通常と変わる場合は幼稚園までご連絡ください。

22. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途本園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

別紙1 職員の職種・員数及び職種内容

- (1) 統括園長：1名
園長は、職員及び業務の管理を一体的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 副園長：1名
副園長は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 事務長：1名
事務長は平安幼稚園とひらやす保育園の事務統括を行う。
- (4) 主幹教諭：2名
主幹教諭は、園児及び地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- (5) 幼稚園教諭：8名以上
幼稚園教諭は、教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務をつかさどる。
- (6) 保育士：3名以上
保育士は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務をつかさどる。
- (7) 看護師：1名
看護師は、施設内園児の健康管理と園全般の衛生管理を行う。
- (8) 栄養士：1名(嘱託)
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
- (9) 調理師：若干名
調理師は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (10) 調理員：2名以上
調理員は、栄養士が立てた献立に基づき、安全に調理を行う。
- (11) 事務員：1名以上
事務員は、園運営の事務等の役割を行う。
- (12) 運転手兼用務員：1名
幼児の送迎バスの運転を行い、送迎以外の時間に園の諸用務に従事する。
- (13) 学校医：1名(嘱託)
学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期内科検診、職員及び保護者への相談及び指導を行う。
- (14) 学校歯科医：1名(嘱託)
学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談及び指導を行う。
- (15) 学校薬剤師：1名(嘱託)
学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談及び指導を行う。
- (16) 英会話講師：1名(非常勤)
- (17) 幼児ヨガ講師：1名(非常勤)
- (18) 絵画講師：1名(非常勤)
- (19) 教育演劇講師：1名(非常勤)
- (20) フラッグフットボール・アスリートクラス講師：1名(非常勤)

実費にかかる利用者負担額

項 目	対象園児	内 容、及び目的	金 額
入園準備金	全園児	行事費、職員研修費、事務手数料	25,000 円
保育料	3号認定園児	市町村民税所得割課税額を合算した額で決定します。	円/月
園児負担金	全園児	沖縄県私立幼稚園連合会 園児基本負担金 3歳～5歳児 沖縄県私立幼稚園連合会 園児基本負担金 3号認定園児	2,000 円/年 100 円/年
特定負担金	全園児	・施設維持管理費(施設や遊具の維持費) ・特定教育負担金 *英会話あそび：週3回1クラス20～30分のレッスン *ヨガ(2～5歳)：月1回1クラス20～30分のレッスン *絵画：月1回1クラス30～60分のレッスン *ひらキッズシアタープロジェクト：月1回1学年50分のレッスン *フラッグフットボール(年長クラス)、アスリートクラス(年中クラス) 月2回40分のレッスン	2,000 円/月 1,000 円/月
給食費	全園児	・主食費(40円/日×20日) ・副食費(210円/日×20日)	800 円/月 4,200 円/月
おやつ費	2号認定園児	・おやつ費(50円/日×20日)	1,000 円/月
通園バス	利用希望者	・片道 ・往復	2,000 円/月 4,000 円/月
教材代	全園児	保育・教育にかかる個人用教材費	実費徴収
制服代	全園児	夏服、冬服	実費
体育着	全園児		実費
行事費	全園児	写真代、遠足費、衣装クリーニング他	実費徴収
その他	全園児	その他保育・教育に必要な経費	実費徴収

※3号認定園児の保育料は、居住する市町村が定める額をお支払いいただきます。

※入園準備金は兄弟在園となる場合15,000円となります。

一時預かり保育

項 目	対象園児	内 容	金 額	無償化後 の金額
預かり保育料金	1号認定園児 (8:30～14:00)	・日額のみ 7:30～8:30 (月曜日～金曜日)	100 円/日	対象外
		・日額のみ 14:00～18:30 (月曜日～金曜日)	450 円/日	
おやつ代		・日額のみ(月曜日～金曜日)	50 円/日	
春休み・冬休み 夏休み(7月)料金		・日額のみ(月曜日～金曜日) 内訳：保育料1,000円＋給食費250円＋おやつ費50円	1,300 円/日	
夏休み (8月)		・日額(月曜日～金曜日) 内訳：保育料1,000円＋給食費250円＋おやつ費50円	1,300 円/日	
		・月額 (月曜日～金曜日) 内訳：保育料12,000円＋給食費5,000円＋おやつ費1,000円	18,000 円/月	
預かり保育料金	1号認定園児 (新2号認定園児)	・日額のみ 7:30～8:30(月曜日～金曜日)	100 円/日	日又は月の 上限を 超えた額
		・日額のみ 14:00～18:30(月曜日～金曜日) ※①上限450円/日無償化対象です。 ※②上限11,300円/月無償化対象です。	450 円/日	
おやつ代		・日額のみ(月曜日～金曜日)	50 円/日	50円× 利用日数
春休み・冬休み 夏休み料金		・日額のみ(月曜日～金曜日) ※①上限450円/日無償化対象です。 内訳：保育料1,000円・給食費250円・おやつ費50円	1,300 円/日	850円× 利用日数

※①②ともに一旦幼稚園にお支払いいただいたあと、償還払いになります。

※2号・3号認定こども短時間保育認定園児の延長料金は、300円/時間になります。

土曜保育

項 目	対象園児	内 容	金 額	無償化後の金額
土曜保育料金	1号認定園児	・日額のみ 内訳：土曜保育料800円+給食費250円	1,050 円/日	対象外
	1号認定園児 (新2号認定園児)	・日額のみ 内訳：土曜保育料800円+給食費250円 ※①上限450円/日無償化対象です。	1,050 円/日	600円× 利用日数
	2号認定園児	・日額のみ 内訳：給食費250円	250 円/日	対象外

※①一旦幼稚園にお支払いいただいたあと、償還払いになります。

閉園後の料金について

項 目	対象園児	内 容	金 額	無償化後の金額
18:30 以降	全園児	・月曜日～金曜日	500 円/30分	対象外

※閉園後の延長保育(おやつ等)はありません。